

役員給与等を

巡る税務

税理士 宮本 雄司

5

事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、役員職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基ついて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与となるものを除きます)で、納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合におけるその給与をいいます。平成28年度の改正で、役員からの役務の対価として交付する一定の特定譲渡制限付株式等に係る給与について届出は不要となりました。

届出期限は次の日となります。

(1) 原則

事前確定届出給与に関する定めをした場合は、次の①、②のうちいずれか早い日(新設法人の場合は、設立以後2カ月を経過する日)。

①株主総会等の決議によりその定めをした場合におけるその決議をした日(その決議日が職務執行開始日後である場合にはその開始日)から1カ月を経過する日。

②その会計期間開始の日から4カ月を経過する日。

(2) 臨時改定事由が生じた場合

臨時改定事由によりその

役員について事前確定届出給与に関する定めをした場合は、次の①、②のうちいずれか早い日(既に事前確定届出給与に関する定めがある場合を除きます)。

①上記(1)の①、②のうちいずれか早い日(新設法人の場合は、設立以後2カ月を経過する日)。

②臨時改定事由が生じた日から1カ月を経過する日。

(3) 事前確定届出給与に関する定めを変更する場合

既に上記(1)又は(2)の届出をしている法人が、その事前確定届出給与の内容を変更する場合

には、次の事由の区分に応じて、それぞれに掲げる日。

①臨時改定事由その事由が生じた日から1カ月を経過する日。

②業績悪化改定事由(減額する場合に限ります)

その事由により、その定めの内容の変更に關する株主総会等の決議日から1カ月を経過する日(変更前の直前の届出に係る定めに基づ

職務執行期間で届出通りの支給か判定

事前確定届出給与に該当しない金額 差額分だけでなく全額

づく給与の支給日が1カ月を経過する日前の場合には、その支給日の前日)。

次に届出通りに支給しなかった場合の取扱いについて検討していくこととします。前提として、事業年度を4月1日から3月31日、当事業年度をX1年、翌事業年度をX2年、職務執行期間をX1年5月25日からX2年5月24日、支給日をX1年12月24日、X2年6月24日、届出た支給額をそれぞれ300万円とします。

【事例1】X1年12月24日に200万円を支給し、X2年6月24日に300万円を支給した場合。

役員給与は、複数回にわたって支給する場合であっても、届出通りに支給されたか否かの判定は、職務執行期間で行われることになります。

この場合、X1年12月24日の支給が届出通りでないため、職務執行期間における支給の全額が届出通りに支給されていないことになり、X1年の事業年度に届出通りに支給し、X2年の事業年度に届出通りに支給しなかった場合は、事業年度が異なっており、X1年の事業年度は終了しているため、その支給しなかったことよってX1年の事業年度の課税所得にまで影響を与えるものではないことから、X2年の事業年度に支給した給与のみ、事前確定届出給与に該当しないことになり、X1年12月24日の支給分300万円は事前確定届出給与に該当し、X2年6月24日の支給分200万円は事前確定届出給与に該当しないことになり、そのため損金の額に算入されません。

【事例2】X1年12月24日に300万円を支給し、X2年6月24日に200万円を支給した場合。

この場合も、職務執行期間で判定すると、X2年6月24日の支給が届出通りでないため、職務執行期間における支給の全額が届出通りに支給されていないことになり、X1年の事業年度に届出通りに支給し、X2年の事業年度に届出通りに支給しなかった場合は、事業年度が異なっており、X1年の事業年度は終了しているため、その支給しなかったことよってX1年の事業年度の課税所得にまで影響を与えるものではないことから、X2年の事業年度に支給した給与のみ、事前確定届出給与に該当しないことになり、X1年12月24日の支給分300万円は事前確定届出給与に該当し、X2年6月24日の支給分200万円は事前確定届出給与に該当しないことになり、そのため損金の額に算入されません。

とになります。したがって、X1年12月24日の支給分200万円とX2年6月24日の支給分300万円との合計額500万円が事前確定届出給与に該当しないことになるため損金の額に算入されません。

以上のように、事前確定届出給与については、届出通りに支給しなかった場合に事前確定届出給与に該当しない金額は、原則として、差額分だけではなく、職務執行期間中に支給した全額が該当しないことになるため、定期同額給与以上に留意する必要があります。次回、利益連動給与について説明していくこととします。